

(表)

特定都市施設整備項目表(共同住宅等以外の建築物)

1 所在地				
2 名称				
1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(遵守基準) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(努力基準)				
(遵)遵守基準	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等を含む。)⇒読替えあり(※1) (視)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの			
(努)努力基準	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等を含む。)⇒読替えあり(※1) (視)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの			
整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
廊下等		1	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
	—	2	(視)階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※8)を敷設	1
階段	—	1	段がある部分に手すりの設置	
		2	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		3	踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別することが可能	
		4	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
	—	5	(視)段の上端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※8)を敷設	2
		6	主たる階段は、回り階段でないこと。	3
		7	階段のうち1以上は、次に掲げるもの	
	(1)	踊り場に手すりの設置	4	
	(2)	蹴上げは18cm以下、踏面は26cm以上、それぞれ一定とする。	4	
	(3)	階段の幅は、120cm以上(手すりの幅は、10cmを限度として、ないものとみなす。)	4	
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	—	1	勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置	
		2	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		3	前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することが可能	
	—	4	(視)傾斜の上端に近接する踊り場に点状ブロック等(※8)を敷設	5
便所(※2)		1	便所は、次に掲げるもの	
		(1)	便所の数は、階の階数に相当する数以上設置	6
		(2)	便所は、特定の階に偏ることなく、利用する上で支障がない位置に設置	
		(3)	床の表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
	—	2	便所を設ける場合は、車椅子使用者用便所(※9)を1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上)設置	
	—	3	便所を設ける階の便所のうち1以上(次に掲げる場合にあっては、その数以上)に車椅子使用者用便所(※9)を1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上)設置	7
	—	(1)	便所を設ける階の床面積が10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合は2以上、当該階の床面積が40,000㎡を超える場合は当該階の床面積×1/20,000以上設置(当該階の便所の数がこの数より少ない場合は、便所の数以上設置)	
—	(2)	床面積が1,000㎡未満の階を有する場合は、当該階の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上設置(便所を設ける階の数がこの数より少ない場合は、便所を設ける階の数以上設置)		
	4	水洗器具(オストメイト対応)を設けた便所を1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上)設置		
	5	ベビーチェア等を設けた便所を1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上)設け、便所及び便所の出入口にその旨表示		
	6	ベビーベッド等を1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上)設け(他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。)、便所の出入口にその旨表示		
	7	小便器を設ける場合は、床置き又は受け口の高さ35cm以下の壁掛式を1以上設置		
浴室等(※3)		1	床の表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		2	次に掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置(男女別の場合は、それぞれ)	
		(1)	浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置	
		(2)	車椅子使用者等が円滑に利用することができる空間の確保	
		(3)	出入口の幅(開放時有効)は、85cm以上	
	(4)	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし		
宿泊施設の客室	—	1	宿泊施設で客室の総数が50以上の場合は、車椅子使用者用客室を客室総数の1/100以上設置	
	—	2	車椅子使用者用客室の便所は、次に掲げるもの	8
		(1)	便所内に車椅子使用者用便所(※9)を設置	
		(2)	車椅子使用者用便所(※9)及び当該便所を設ける便所の出入口の幅(開放時有効)は、80cm以上	
		(3)	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		3	車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は、次に掲げるもの	9
		(1)	車椅子使用者等が円滑に利用することができる構造(※10)	
		(2)	出入口の幅(開放時有効)は、80cm以上	
		(3)	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		4	車椅子使用者用客室以外の一般客室は、次に掲げるもの	
	—	(1)	宿泊者特定経路上には、階段又は段を設けない。 ⇒傾斜路又はEVその他の昇降機を併設している場合は、この限りでない。	
		(2)	出入口の幅(開放時有効)は、80cm以上	
		(3)	1以上の便所及び浴室等の出入口の幅(開放時有効)は、75cm(客室面積15㎡未満の場合にあっては、70cm)以上	
	(4)	客室内には、階段又は段を設けない。 ⇒同一の客室内において複数の階を設ける場合、傾斜路を併設している場合及び浴室等の内側の必要最低限の高低差を設ける場合を除く。		
	(5)	1以上の便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するものの幅は、100cm(客室面積15㎡未満の場合にあっては、80cm)以上		
観覧席・客席(※4)		1	次に掲げる基準に適合する車椅子使用者用部分を、座席の数が266以下の場合2以上、266を超える場合3/400以上設置	
		(1)	幅は、90cm以上	
		(2)	奥行きは、135cm以上	
		(3)	床は、平ら	
		(4)	サイトラインに配慮した位置	
		(5)	各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ1以上同伴者用のスペースを隣接して設置	
		(6)	2以上の車椅子使用者用部分を隣接して設置	
		2	当該階の座席の数が401以上の場合は、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に縦通路が存するよう分散	
		3	当該階の座席の数が1,001以上の場合は、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するよう分散	
		4	集団補聴設備等及び高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設置	

敷地内の通路		1	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		2	段がある部分は、次に掲げるもの	
		(1)	手すりの設置	
		(2)	路面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別することが可能	
		(3)	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
		3	傾斜路は、次に掲げるもの	
駐車場(※5)	—	1	車椅子使用者用駐車施設を、駐車施設の総数が200以下の場合には1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上設置	10
		2	車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるもの	
		(1)	幅は、350cm以上	
	—	(2)	車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
標識		3	車椅子使用者用駐車施設又は付近に利用居室までの経路についての誘導表示を設置	
		1	移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に存在を表示する標識(※11)を設置	
案内設備		1	建築物又はその敷地に次に掲げる案内設備を設置(案内所を設ける場合を除く。)	
		(1)	移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	11
		(2)	移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機又は便所の配置を点字等(※12)により視覚障害者に示す設備の設置	
案内設備までの経路	—	1	(視)道等から案内設備(案内所がある場合は、案内所)までの経路の1以上→次に掲げる視覚障害者移動等円滑化経路	12
	—	(1)	線状ブロック等(※13)若しくは点状ブロック等(※8)を適切に敷設又は音声装置等により視覚障害者を誘導する設備を設置	13
		(2)	車路に近接する部分に点状ブロック等(※8)を敷設	
	—	(3)	段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※8)を敷設	14
公共的通路		1	建築物の外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおり(1以上)	
		(1)	通路の有効幅は200cm以上とし、通行に支障がない高さの空間を確保	
		(2)	通路の面における段差の禁止	15
		(3)	通路の面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		(4)	敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	16
		(5)	階段を設ける場合は、基準に定める構造(※14)とする。	
		2	建築物の内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおり(1以上)	
		(1)	通路の有効幅は200cm以上とし、当該部分の天井の高さは250cm以上とする。	
		(2)	通路の床における段差の禁止	17
		(3)	通路の床は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
	(4)	道路又は建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設		
	(5)	階段を設ける場合は、基準に定める構造(※14)とする		

2 移動等円滑化経路等に追加される整備基準

(遵)遵守基準	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等に追加される基準) (視)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの (特)不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積2,000㎡以上)			
(努)努力基準	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等に追加される基準) (視)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの			
整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
移動等円滑化経路等		1	移動等円滑化経路等上には、階段又は段を設けない。 ⇒傾斜路又はEVその他の昇降機を併設している場合は、この限りでない。	
出入口		1	幅(開放時有効)は、85cm以上(直接地上に通ずる出入口、EVの籠及び昇降路の出入口を除く。)	
		2	直接地上に通ずる出入口の幅(開放時有効)は、100cm以上	
		3	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等		1	幅は、140cm以上	
		2	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
	—	3	(視)階段の下端に近接する部分に点状ブロック等(※8)を敷設	18
		4	授乳及びおむつ交換をすることができる場所を設置	19
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路		1	幅は、140cm以上(階段に併設する場合は、90cm以上)	
		2	勾配は、1/12以下	
		3	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置	
	—	4	手すりの設置	
		5	両側に側壁又は立ち上がりの設置	
		6	始点及び終点に車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分の設置	
エレベーター及びその乗降ロビー	—	1	利用居室、車椅子使用者用便房(※9)又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	
		2	籠・昇降路の出入口の幅(開放時有効)は、80cm以上(建築物の床面積が5,000㎡を超える場合は、90cm以上)	
		3	籠の奥行きは、135cm以上	
		4	乗降ロビーは、高低差がなく、幅及び奥行き150cm以上	
		5	籠及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	
		6	籠内に、停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置の設置	
		7	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	
	—	8	(特)籠の幅は、140cm以上	
	—	9	(特)車椅子の転回に支障がない構造	
	—	10	(視)籠内に、到着する階及び籠・昇降路の出入口の戸の開鎖を知らせる音声装置の設置	20
	—	11	(視)籠・乗降ロビーの制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置等)は、点字等(※12)視覚障害者が円滑に操作することが可能な構造	20
	—	12	(視)籠又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	20
特殊な構造又は使用形態の昇降機		1	エレベーターにあつては、次に掲げるもの	
		(1)	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に定めるもの	
		(2)	籠の幅70cm以上かつ奥行き120cm以上	
		(3)	車椅子使用者が籠内で方向を転換する必要がある場合は、籠の幅・奥行きが十分確保されていること。	
—	2	エスカレーターにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの		

(表)

敷地内の通路		1	幅は、140cm以上	
		2	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		3	傾斜路は、次に掲げるもの	
		(1)	幅は、140cm以上(階段に併設する場合は、90cm以上)	
		(2)	勾配は、1/20以下	
	—	(3)	手すりの設置	
		(4)	両側に側壁又は立ち上がりの設置	
		(5)	始点及び終点に車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分の設置	

3 宿泊者特定経路に関する整備基準

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	—	1	勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置	
	—	2	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
	—	3	前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することが可能	
	—	4	幅は、120cm以上(階段に併設する場合は、90cm以上)	
	—	5	勾配は、1/12以下(高さ16cm以下の場合は、1/8以下)	
	—	6	高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置	
	—	7	両側に側壁又は立ち上がりの設置	
	—	8	始点及び終点に車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分の設置	
エレベーター及びその乗降ロビー	—	1	各一般客室、車椅子使用者用便房(※9)又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	
	—	2	籠・昇降路の出入口の幅(開放時有効)は、80cm以上	
	—	3	籠の奥行きは、115cm以上	
	—	4	乗降ロビーは、高低差がなく、幅及び奥行き150cm以上	
	—	5	籠及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	
	—	6	籠内に、停止予定階及び籠の現在位置を表示する装置の設置	
	—	7	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	
特殊な構造又は使用形態の昇降機	—	1	エレベーターにあつては、次に掲げるもの	
	—	(1)	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に定めるもの	
	—	(2)	籠の幅70cm以上かつ奥行き120cm以上	
	—	(3)	車椅子使用者が籠内で方向を転換する必要がある場合は、籠の幅・奥行きが十分確保されていること。	
—	—	2	エスカレーターにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの	

4 努力基準で上乘せされる基準(不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの)

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
(努)努力基準	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等を含む。) (視)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの			
出入口	—	1	屋外へ通ずる出入口の幅は、85cm以上	
	—	2	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等	—	1	階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(※8)を敷設	21
	—	2	(視)傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※8)を敷設	21
階段	—	1	踊り場を含め、手すりの設置	
	—	2	手すりの端部の付近に、階段が通ずる場所を示す点字を表記	
	—	3	段の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※8)を敷設	22
	—	4	階段のうち1以上は、次に掲げるもの	
	—	(1)	踊り場を含め、両側に手すりの設置	
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	—	1	手すりの設置	
	—	2	(視)傾斜の上端に近接する踊り場に点状ブロック等(※8)を敷設(自動車の駐車の用に供する施設に設けるものを含む。)	23
便所(※6)	—	1	便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房(※15)を1以上設置	
	—	2	便所を設ける階の便所のうち1以上(次に掲げる場合にあつては、その数以上)に車椅子使用者用便房(※15)を1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上)設置	7
	—	(1)	便所を設ける階の床面積が10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合は2以上、当該階の床面積が40,000㎡を超える場合は当該階の床面積×1/20,000以上設置(当該階の便所の数がこの数より少ない場合は、便所の数以上設置)	
	—	(2)	床面積が1,000㎡未満の階を有する場合は、当該階の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上設置(便所を設ける階の数がこの数より少ない場合は、便所を設ける階の数以上設置)	
	—	3	次に掲げる便所(車椅子使用者用便房(※15)を除く。)を1以上設置(男女別の場合は、それぞれ)	
	—	(1)	床面には、段差を設けない。	
	—	(2)	大便器は、1以上を腰掛式	
	—	(3)	腰掛式とした大便器及び小便器に手すりの設置(それぞれ1以上)	
—	(4)	介助用ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、便所の出入口にその旨表示		
宿泊施設の客室	—	1	車椅子使用者用客室を、全室数が200以下の場合1/50以上、全室数が200を超える場合は1/100+2以上設置	
	—	2	車椅子使用者用客室の便所は、次に掲げるもの	
	—	(1)	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
	—	3	車椅子使用者用客室の浴室等は、次に掲げるもの	24
	—	(1)	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	

敷地内の通路	—	1	段がある部分は、次に掲げるもの	25
	—	(1)	上下端には、点状ブロックを敷設	
	—	2	傾斜路は、次に掲げるもの	
	—	(1)	手すりの設置	
駐車場(※7)	—	1	車椅子利用者用駐車施設を駐車施設の総数の1/50以上設置	26
	—	2	車椅子利用者用駐車施設から利用居室等までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
	—	3	車椅子利用者用駐車施設又は付近に利用居室等までの経路についての誘導表示を設置	
案内設備までの経路	—	1	道等から案内設備(案内所がある場合は、案内所)までの経路の1以上→次に掲げる視覚障害者移動等円滑化経路	27
	—	(1)	線状ブロック等(※13)若しくは点状ブロック等(※8)を適切に敷設又は音声装置等により視覚障害者を誘導する設備を設置	
	—	(2)	段の上下端・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※8)を敷設	

5 努力基準で上乘せされる基準(移動等円滑化経路等に追加される基準)

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
エレベーター及びその乗降ロビー	—	1	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること。	28
	—	2	乗降ロビーに転落を防止するための対策を講ずること。	
	—	3	籠の幅は、140cm以上	
	—	4	床面積が5,000㎡を超える場合の籠の幅は、160cm以上	
	—	5	車椅子の転回に支障がない構造	
	—	6	籠内に、到着する階及び籠・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	
	—	7	籠・乗降ロビーの制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置等)は、点字等(※12)視覚障害者が円滑に操作することが可能な構造	
	—	8	籠又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	
	—	9	その他高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造(※16)	
敷地内の通路	—	1	傾斜路は、次に掲げるもの	
	—	(1)	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置	

注意

- 1 整備内容欄のうち※は、備考を参照してください。また、緩和措置欄に数字が記入されているものは、備考の緩和措置を参照してください。
- 2 各整備内容についての措置が講じられている場合に、チェック欄に○を記入してください。

備考

- ※1 読替規定により、多数の者が利用する建築物については、「多数の者が利用するもの(移動等円滑化経路等を含む。)」となる。
- ※2 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
- ※3 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合
- ※4 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席・客席を設ける場合
- ※5 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合
- ※6 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
- ※7 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合
- ※8 ブロック等で、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することが可能なもの
- ※9 腰掛便座、手すり等を適切に配置し、車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されている便房
- ※10 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置し、車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されている構造
- ※11 高齢者、障害者等が見やすい位置に設け、表示すべき内容を容易に識別することが可能なもの(JIS Z8210に適合するもの)
- ※12 (1)文字等の浮き彫り、(2)音による案内、(3)点字及び(1)又は(2)に類するもの
- ※13 ブロック等で、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することが可能なもの
- ※14 両側に手すりの設置、段の上下端に近接する通路の部分及び段の上端に近接する踊り場(250cm以下の直進のものを除く。)に点状ブロック等(※8)の敷設並びに階段の項目3、4、6並びに7(2)及び(3)
- ※15 腰掛便座、手すり等を適切に配置し、車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間を確保し、一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設け、及び出入口に当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示した便房
- ※16 (一社)日本エレベーター協会「JEAS-C506B 車いす兼用エレベーターに関する標準」及び「JEAS-515E 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮

緩和措置

- 1 (1)勾配1/20以下(2)高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜(3)自動車駐車施設内
- 2 (1)自動車駐車施設内(2)踊り場に段がある部分と連続して手すりを設ける場合
- 3 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合
- 4 主として高齢者、障害者等が利用する階段を除き、移動等円滑化経路等を構成するエレベーター及び乗降ロビーを併設する場合は、適用しない。
ただし、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第25条に階段の手すりの設置規定あり
- 5 1(1)、(2)又は(3)に該当する場合及び踊り場に傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合
- 6 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階(1)から(4)までに掲げる階を除く。)
 - (1) 直接地上に通ずる出入口がある階であって、これらの者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接するもの
 - (2) これらの者が利用する部分の床面積が著しく小さい階
 - (3) これらの者の滞在時間が短い階
 - (4) その他管理運営上これらの者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
- 7 (1)から(4)までに該当する場合
 - (1) 直接地上に通ずる出入口がある階で、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する場合
 - (2) その階に設置すべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を他の階に設置する場合
 - (3) 男子用の便所のみを設ける階に男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
 - (4) 女子用の便所のみを設ける階に女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- 8 同一の階に不特定かつ多数の者が利用する便所(男女別の場合は、それぞれ)が1以上ある場合
- 9 不特定かつ多数の者が利用(遵守基準)/不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用(努力基準)する浴室等(男女別の場合は、それぞれ)が1以上ある場合
- 10 (1)から(4)までに該当する場合
 - (1) 駐車場が機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
 - (2) 機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合で、機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられ、かつ、当該機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び当該機械式駐車場以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数合計数が200以下の場合には1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合
 - (3) 改修を行う場合で、当該改修に係る部分の駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合には1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合
 - (4) 改修を行う場合で、当該改修に係る部分に駐車場を設けない場合は、1以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合
- 11 当該EVその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認することが可能な場合を除く。
- 12 2(1)に該当する場合及び案内所から出入口を容易に視認することが可能で、道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合
- 13 進行方向を変更する必要がない風除室内
- 14 1(1)又は(2)に該当する場合及び段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等
- 15 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機又は次に掲げる傾斜路を設けている場合
 - (1)幅は、段に代わるものにあつては140cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上(2)勾配は、1/20未満(3)高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置(4)手すりの設置(5)両側に側壁又は立ち上がりを設置(6)傾斜路の始点及び終点に、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分の設置
 - (7)前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することが可能
- 16 道路の歩道に沿って歩道上空地が設けられている場合の当該歩道上空地
- 17 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機又は次に掲げる傾斜路を設けている場合
 - (1)幅は、段に代わるものにあつては140cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上(2)勾配は、1/12未満(3)高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置(4)手すりの設置(5)両側に側壁又は立ち上がりを設置(6)傾斜路の始点及び終点に、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分の設置
 - (7)前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することが可能
 - (8)傾斜の上端に近接する踊り場の部分には、点状ブロック等(※8)を敷設(勾配1/20未満のもの、高さ16cmを超えないもの及び直進で250cm以下の踊り場を除く。)
- 18 (1)自動車駐車施設内(2)点状ブロック等(※8)の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合
- 19 他に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を設ける場合
- 20 自動車駐車施設内に設けるもの
- 21 1(1)又は(2)に該当する場合
- 22 踊り場が直進の250cm以下の場合
- 23 1(1)若しくは(2)又は19に該当する場合
- 24 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等(男女別の場合は、それぞれ)が1以上ある場合
- 25 点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合⇒仕上げの色を変える等の代替措置
- 26 (1)又は(2)に該当する場合
 - (1) 駐車場が機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
 - (2) 機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合で、機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられ、かつ、当該機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び当該機械式駐車場以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数合計数の1/50以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合
- 27 案内所から出入口を容易に視認することが可能で、道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合
- 28 構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用することができる機種を採用する場合
- 29 籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子で円滑に利用することができるもの又は15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合

第14号様式(現行)

(表)

特定都市施設整備項目表(共同住宅等以外の建築物)

1 所在地	
2 名称	

1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(遵守基準)
不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(努力基準)

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
(遵)遵守基準			不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等を含む。)=>読替えあり(※1) (視)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの	
(努)努力基準			不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等を含む。) (視)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの	
廊下等			1 表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ 2 (視)階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	1
階段	—	1	段がある部分に手すりの設置	
		2	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		3	踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別することが可能	
		4	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
	—	5	(視)段の上端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※9)を敷設	2
		6	主たる階段は、回り階段でないこと。	3
		7	階段のうち1以上は、次に掲げるもの	
	—	(1)	踊り場に手すりの設置	4
		(2)	蹴上げは18cm以下、踏面は26cm以上、それぞれ一定とする。	4
		(3)	階段の幅は、120cm以上(手すりの幅は、10cmを限度として、ないものとみなす。)	4
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	—	1	勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置	
		2	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		3	前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することが可能	
	—	4	(視)傾斜の上端に近接する踊り場に点状ブロック等(※9)を敷設	5
便所(※2)		1	便所は、次に掲げるもの	
		(1)	便所の数は、階の階数に相当する数以上設置	6
		(2)	便所は、特定の階に偏ることなく、利用する上で支障がない位置に設置	
		(3)	床の表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
	—	2	便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房(※10)を1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上)設置	
	—	3	便所を設ける階の便所のうち1以上(次に掲げる場合にあっては、その数以上)に車椅子使用者用便房(※10)を1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上)設置	7
	—	(1)	便所を設ける階の床面積が10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合は2以上、当該階の床面積が40,000㎡を超える場合は当該階の床面積×1/20,000以上設置(当該階の便所の数がこの数より少ない場合は、便所の数以上設置)	
	—	(2)	床面積が1,000㎡未満の階を有する場合は、当該階の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上設置(便所を設ける階の数がこの数より少ない場合は、便所を設ける階の数以上設置)	
		4	水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上)設置	
		5	ベビーチェア等を設けた便房を1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上)設け、便房及び便所の出入口にその旨表示	
	6	ベビーベッド等を1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上)設け(他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。)、便所の出入口にその旨表示		
	7	小便器を設ける場合は、床置き又は受け口の高さ35cm以下の壁掛式を1以上設置		
浴室等(※3)		1	床の表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		2	次に掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置(男女別の場合は、それぞれ)	
		(1)	浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置	
		(2)	車椅子使用者等が円滑に利用することができる空間の確保	
		(3)	出入口の幅(開放時有効)は、85cm以上	
	(4)	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし		
宿泊施設の客室	—	1	宿泊施設で客室の総数が50以上の場合は、車椅子使用者用客室を客室総数の1/100以上設置	
	—	2	車椅子使用者用客室の便所は、次に掲げるもの	8
		(1)	便所内に車椅子使用者用便房(※10)を設置	
		(2)	車椅子使用者用便房(※10)及び当該便房を設ける便所の出入口の幅(開放時有効)は、80cm以上	
		(3)	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		3	車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は、次に掲げるもの	9
		(1)	車椅子使用者等が円滑に利用することができる構造(※11)	
		(2)	出入口の幅(開放時有効)は、80cm以上	
		(3)	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		4	車椅子使用者用客室以外の一般客室は、次に掲げるもの	
	—	(1)	宿泊者特定経路上には、階段又は段を設けない。 =>傾斜路又はEVその他の昇降機を併設している場合は、この限りでない。	
		(2)	出入口の幅(開放時有効)は、80cm以上	
		(3)	1以上の便所及び浴室等の出入口の幅(開放時有効)は、75cm(客室面積15㎡未満の場合にあっては、70cm)以上	
		(4)	客室内には、階段又は段を設けない。 =>同一の客室内において複数の階を設ける場合、傾斜路を併設している場合及び浴室等の内側の必要最低限の高低差を設ける場合を除く。	
		(5)	1以上の便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するものの幅は、100cm(客室面積15㎡未満の場合にあっては、80cm)以上	
観覧席・客席(※4)	—	1	次に掲げる基準に適合する車椅子使用者が円滑に利用することができる場所を、座席の数が400以下の場合は2以上、400を超える場合は1/200以上設置	
		(1)	幅は、90cm以上	
		(2)	奥行きは、135cm以上	
		(3)	床は、平ら	
		(4)	サイトラインに配慮した位置	
		2	集団補聴設備等及び高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設置	

敷地内の通路		1	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		2	段がある部分は、次に掲げるもの	
		(1)	手すりの設置	
		(2)	踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別することが可能	
		(3)	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
		3	傾斜路は、次に掲げるもの	
駐車場(※5)	—	1	車椅子使用者用駐車施設を、駐車施設の総数が200以下の場合には1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上設置	10
		2	車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるもの	
		(1)	幅は、350cm以上	
	—	(2)	車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
標識		3	車椅子使用者用駐車施設又は付近に利用居室までの経路についての誘導表示を設置	
		1	移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に存在を表示する標識(※12)を設置	
案内設備		1	建築物又はその敷地に次に掲げる案内設備を設置(案内所を設ける場合を除く。)	
		(1)	移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	11
		(2)	移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機又は便所の配置を点字等(※13)により視覚障害者に示す設備の設置	
案内設備までの経路	—	1	(視)道等から案内設備(案内所がある場合は、案内所)までの経路の1以上→次に掲げる視覚障害者移動等円滑化経路	12
	—	(1)	線状ブロック等(※14)若しくは点状ブロック等(※9)を適切に敷設又は音声装置等により視覚障害者を誘導する設備を設置	13
		(2)	車路に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	
	—	(3)	段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	14
公共的通路		1	建築物の外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおり(1以上)	
		(1)	通路の有効幅は200cm以上とし、通行に支障がない高さの空間を確保	
		(2)	通路の面における段差の禁止	15
		(3)	通路の面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
		(4)	敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	16
		(5)	階段を設ける場合は、基準に定める構造(※15)とする。	
		2	建築物の内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるとおり(1以上)	
		(1)	通路の有効幅は200cm以上とし、当該部分の天井の高さは250cm以上とする。	
		(2)	通路の床における段差の禁止	17
		(3)	通路の床は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
	(4)	道路又は建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設		
	(5)	階段を設ける場合は、基準に定める構造(※15)とする		

2 移動等円滑化経路等に追加される整備基準

(遵) 遵守基準	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等に追加される基準) (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの (特) 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積2,000㎡以上)			
(努) 努力基準	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等に追加される基準) (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの			
整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
移動等円滑化経路等		1	移動等円滑化経路等上には、階段又は段を設けない。 ⇒傾斜路又はEVその他の昇降機を併設している場合は、この限りでない。	
出入口		1	幅(開放時有効)は、85cm以上(直接地上に通ずる出入口、EVの籠及び昇降路の出入口を除く。)	
		2	直接地上に通ずる出入口の幅(開放時有効)は、100cm以上	
		3	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等		1	幅は、140cm以上	
		2	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
	—	3	(視) 階段の下端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	18
		4	授乳及びおむつ交換をすることができる場所を設置	19
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路		1	幅は、140cm以上(階段に併設する場合は、90cm以上)	
		2	勾配は、1/12以下	
		3	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置	
	—	4	手すりの設置	
		5	両側に側壁又は立ち上がりの設置	
		6	始点及び終点に車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分の設置	
エレベーター及びその乗降ロビー	—	1	利用居室、車椅子使用者用便所(※10)又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	
		2	籠・昇降路の出入口の幅(開放時有効)は、80cm以上(建築物の床面積が5,000㎡を超える場合は、90cm以上)	
		3	籠の奥行きは、135cm以上	
		4	乗降ロビーは、高低差がなく、幅及び奥行き150cm以上	
		5	籠及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	
		6	籠内に、停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置の設置	
		7	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	
	—	8	(特) 籠の幅は、140cm以上	
	—	9	(特) 車椅子の転回に支障がない構造	
	—	10	(視) 籠内に、到着する階及び籠・昇降路の出入口の戸の開鎖を知らせる音声装置の設置	20
	—	11	(視) 籠・乗降ロビーの制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置等)は、点字等(※13) 視覚障害者が円滑に操作することが可能な構造	20
	—	12	(視) 籠又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	20
特殊な構造又は使用形態の昇降機		1	エレベーターにあつては、次に掲げるもの	
		(1)	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に定めるもの	
		(2)	籠の幅70cm以上かつ奥行き120cm以上	
		(3)	車椅子使用者が籠内で方向を転換する必要がある場合は、籠の幅・奥行きが十分確保されていること。	
—	2	エスカレーターにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの		

敷地内の通路		1	幅は、140cm以上	
		2	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		3	傾斜路は、次に掲げるもの	
		(1)	幅は、140cm以上(階段に併設する場合は、90cm以上)	
		(2)	勾配は、1/20以下	
	—	(3)	手すりの設置	
		(4)	両側に側壁又は立ち上がりの設置	
		(5)	始点及び終点に車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分の設置	

3 宿泊者特定経路に関する整備基準

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	—	1	勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置	
	—	2	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
	—	3	前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することが可能	
	—	4	幅は、120cm以上(階段に併設する場合は、90cm以上)	
	—	5	勾配は、1/12以下(高さ16cm以下の場合は、1/8以下)	
	—	6	高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置	
	—	7	両側に側壁又は立ち上がりの設置	
	—	8	始点及び終点に車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分の設置	
エレベーター及びその乗降ロビー	—	1	各一般客室、車椅子使用者用便所(※10)又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	
	—	2	籠・昇降路の出入口の幅(開放時有効)は、80cm以上	
	—	3	籠の奥行きは、115cm以上	
	—	4	乗降ロビーは、高低差がなく、幅及び奥行き150cm以上	
	—	5	籠及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	
	—	6	籠内に、停止予定階及び籠の現在位置を表示する装置の設置	
	—	7	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置	
特殊な構造又は使用形態の昇降機	—	1	エレベーターにあつては、次に掲げるもの	
	—	(1)	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に定めるもの	
	—	(2)	籠の幅70cm以上かつ奥行き120cm以上	
	—	(3)	車椅子使用者が籠内で方向を転換する必要がある場合は、籠の幅・奥行きが十分確保されていること。	
—	2	エスカレーターにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの		

4 努力基準で上乘せされる基準(不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの)

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
(努)努力基準			不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路等を含む。)	
(視)不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの				
出入口	—	1	屋外へ通ずる出入口の幅は、85cm以上	
	—	2	戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し、通過することが可能な構造とし、その前後に高低差なし	
廊下等	—	1	階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	21
	—	2	(視)傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	21
階段	—	1	踊り場を含め、手すりの設置	
	—	2	手すりの端部の付近に、階段が通ずる場所を示す点字を表記	
	—	3	段の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※9)を敷設	22
	—	4	階段のうち1以上は、次に掲げるもの	
	—	(1)	踊り場を含め、両側に手すりの設置	
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	—	1	手すりの設置	
	—	2	(視)傾斜の上端に近接する踊り場に点状ブロック等(※9)を敷設(自動車の駐車のために供する施設に設けるものを含む。)	23
便所(※6)	—	1	便所を設ける場合は、車椅子使用者用便所(※16)を1以上設置	
	—	2	便所を設ける階の便所のうち1以上(次に掲げる場合にあつては、その数以上)に車椅子使用者用便所(※16)を1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上)設置	7
	—	(1)	便所を設ける階の床面積が10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合は2以上、当該階の床面積が40,000㎡を超える場合は当該階の床面積×1/20,000以上設置(当該階の便所の数がこの数より少ない場合は、便所の数以上設置)	
	—	(2)	床面積が1,000㎡未満の階を有する場合は、当該階の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上設置(便所を設ける階の数がこの数より少ない場合は、便所を設ける階の数以上設置)	
	—	3	次に掲げる便所(車椅子使用者用便所(※16)を除く。)を1以上設置(男女別の場合は、それぞれ)	
	—	(1)	床面には、段差を設けない。	
	—	(2)	大便器は、1以上を腰掛式	
	—	(3)	腰掛式とした大便器及び小便器に手すりの設置(それぞれ1以上)	
—	(4)	介助用ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、便所の出入口にその旨表示		
宿泊施設の客室	—	1	車椅子使用者用客室を、全室数が200以下の場合は1/50以上、全室数が200を超える場合は1/100+2以上設置	
	—	2	車椅子使用者用客室の便所は、次に掲げるもの	
	—	(1)	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	
	—	3	車椅子使用者用客室の浴室等は、次に掲げるもの	24
	—	(1)	表面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	

観覧席・客席 (※7)	—	1	次に掲げる基準に適合する車椅子使用者が円滑に利用することができる場所を、座席の数が100以下の場合は2以上、100を超え200以下の場合 は1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上設置	
	—	(1)	同伴者用の座席又はスペースを隣接して設置	
	—	2	座席の数が200以上の場合、車椅子使用者が円滑に利用することができる場所を2か所以上に分散して設置	
敷地内の通路	—	1	段がある部分は、次に掲げるもの	
	—	(1)	上下端には、点状ブロックを敷設	25
	—	2	傾斜路は、次に掲げるもの	
	—	(1)	手すりの設置	
駐車場(※8)	—	1	車椅子使用者用駐車施設を駐車施設の総数の1/50以上設置	26
	—	2	車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
	—	3	車椅子使用者用駐車施設又は付近に利用居室等までの経路についての誘導表示を設置	
案内設備までの経路	—	1	道等から案内設備(案内所がある場合は、案内所)までの経路の1以上→次に掲げる視覚障害者移動等円滑化経路	27
	—	(1)	線状ブロック等(※14)若しくは点状ブロック等(※9)を適切に敷設又は音声装置等により視覚障害者を誘導する設備を設置	
	—	(2)	段の上下端・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※9)を敷設	14

5 努力基準で上乘せされる基準(移動等円滑化経路等に追加される基準)

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	遵	努		
エレベーター及びその乗降ロビー	—	1	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること。	
	—	2	乗降ロビーに転落を防止するための対策を講ずること。	
	—	3	籠の幅は、140cm以上	28
	—	4	床面積が5,000㎡を超える場合の籠の幅は、160cm以上	29
	—	5	車椅子の転回に支障がない構造	
	—	6	籠内に、到着する階及び籠・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	
	—	7	籠・乗降ロビーの制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置等)は、点字等(※13)視覚障害者が円滑に操作することが可能な構造	
	—	8	籠又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	
	—	9	その他高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造(※17)	
敷地内の通路	—	1	傾斜路は、次に掲げるもの	
	—	(1)	高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置	

注意

- 1 整備内容欄のうち※は、備考を参照してください。また、緩和措置欄に数字が記入されているものは、備考の緩和措置を参照してください。
- 2 各整備内容についての措置が講じられている場合に、チェック欄に○を記入してください。

備考

- ※1 読替規定により、多数の者が利用する建築物については、「多数の者が利用するもの(移動等円滑化経路等を含む。)」となる。
- ※2 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
- ※3 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合
- ※4 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席・客席を設ける場合
- ※5 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合
- ※6 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
- ※7 **不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席・客席を設ける場合**
- ※8 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合
- ※9 ブロック等で、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することが可能なもの
- ※10 腰掛便座、手すり等を適切に配置し、車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されている便房
- ※11 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置し、車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されている構造
- ※12 高齢者、障害者等が見やすい位置に設け、表示すべき内容を容易に識別することが可能なもの(JIS 28210に適合するもの)
- ※13 (1)文字等の浮き彫り、(2)音による案内、(3)点字及び(1)又は(2)に類するもの
- ※14 ブロック等で、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することが可能なもの
- ※15 両側に手すりの設置、段の上下端に近接する通路の部分及び段の上端に近接する踊り場(250cm以下の直進のものを除く。)に点状ブロック等(※9)の敷設並びに階段の項目3、4、6並びに7(2)及び(3)
- ※16 腰掛便座、手すり等を適切に配置し、車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間を確保し、一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設け、及び出入口に当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示した便房
- ※17 (一社)日本エレベーター協会「JEAS-C506B 車いす兼用エレベーターに関する標準」及び「JEAS-515E 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮

緩和措置

- 1 (1)勾配1/20以下(2)高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜(3)自動車駐車施設内
- 2 (1)自動車駐車施設内(2)踊り場に段がある部分と連続して手すりを設ける場合
- 3 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合
- 4 主として高齢者、障害者等が利用する階段を除き、移動等円滑化経路等を構成するエレベーター及び乗降ロビーを併設する場合は、適用しない。
ただし、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第25条に階段の手すりの設置規定あり
- 5 1(1)、(2)又は(3)に該当する場合及び踊り場に傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合
- 6 不特定かつ多数の者(遵守基準)/不特定若しくは多数の者(努力基準)が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階(1)から(4)までに掲げる階を除く。)
 - (1) 直接地上に通ずる出入口がある階であって、これらの者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接するもの
 - (2) これらの者が利用する部分の床面積が著しく小さい階
 - (3) これらの者の滞在時間が短い階
 - (4) その他管理運営上これらの者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
- 7 (1)から(4)までに該当する場合
 - (1) 直接地上に通ずる出入口がある階で、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する場合
 - (2) その階に設置すべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を他の階に設置する場合
 - (3) 男子用の便所のみを設ける階に男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
 - (4) 女子用の便所のみを設ける階に女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- 8 同一の階に不特定かつ多数の者が利用する便所(男女別の場合は、それぞれ)が1以上ある場合
- 9 不特定かつ多数の者が利用(遵守基準)/不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用(努力基準)する浴室等(男女別の場合は、それぞれ)が1以上ある場合
- 10 (1)から(4)までに該当する場合
 - (1) 駐車場が機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
 - (2) 機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合で、機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられ、かつ、当該機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び当該機械式駐車場以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数合計数が200以下の場合には1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合
 - (3) 改修を行う場合で、当該改修に係る部分の駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合には1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合
 - (4) 改修を行う場合で、当該改修に係る部分に駐車場を設けない場合は、1以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合
- 11 当該EVその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認することが可能な場合を除く。
- 12 2(1)に該当する場合及び案内所から出入口を容易に視認することが可能で、道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合
- 13 進行方向を変更する必要がない風除室内
- 14 1(1)又は(2)に該当する場合及び段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等
- 15 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機又は次に掲げる傾斜路を設けている場合
 - (1)幅は、段に代わるものにあつては140cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上(2)勾配は、1/20未満(3)高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置(4)手すりの設置(5)両側に側壁又は立ち上がりを設置(6)傾斜路の始点及び終点に、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分の設置
 - (7)前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することが可能
- 16 道路の歩道に沿って歩道上空地が設けられている場合の当該歩道上空地
- 17 「エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機又は次に掲げる傾斜路を設けている場合
 - (1)幅は、段に代わるものにあつては140cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上(2)勾配は、1/12未満(3)高さが75cmを超えるものは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊り場を設置(4)手すりの設置(5)両側に側壁又は立ち上がりを設置(6)傾斜路の始点及び終点に、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分の設置
 - (7)前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することが可能
 - (8)傾斜の上端に近接する踊り場の部分には、点状ブロック等(※9)を敷設(勾配1/20未満のもの、高さ16cmを超えないもの及び直進で250cm以下の踊り場を除く。)
- 18 (1)自動車駐車施設内(2)点状ブロック等(※9)の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合
- 19 他に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を設ける場合
- 20 自動車駐車施設内に設けるもの
- 21 1(1)又は(2)に該当する場合
- 22 踊り場が直進の250cm以下の場合
- 23 1(1)若しくは(2)又は19に該当する場合
- 24 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等(男女別の場合は、それぞれ)が1以上ある場合
- 25 点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合⇒仕上げの色を変える等の代替措置
- 26 (1)又は(2)に該当する場合
 - (1) 駐車場が機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
 - (2) 機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合で、機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられ、かつ、当該機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び当該機械式駐車場以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数合計数の1/50以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合
- 27 案内所から出入口を容易に視認することが可能で、道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合
- 28 構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用することができる機種を採用する場合
- 29 籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子で円滑に利用することができるもの又は15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合